

いしかわ新型コロナ対策認証制度に係る個人情報の取扱いについて

石川県（以下「県」という。）がいしかわ新型コロナ対策認証制度（以下「認証制度」という。）の実施において、個人情報の適切な取扱いを行うに当たっては、石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号。以下「条例」という。）、その他関係法令に基づくほか、本書の定めるところによることとします。

1. 個人情報の利用目的

いしかわ新型コロナ対策認証申請にあたって取得した個人情報は、認証ステッカー・認証書の発行及び認証施設情報の周知に利用する目的で収集するものであり、それ以外の目的に利用又は提供することは一切ありません。

具体的には、県は取得した個人情報を以下の目的で利用します。

- (1) 認証に係る現地調査及びその他確認に要する事務の実施のため
- (2) 申請者（申請者が法人にあってはその役員）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当しないことを確認するため

なお、認証施設情報を周知するためのウェブサイトにおいては、施設の情報及び取組内容のみを公表し、以下に掲げる個人情報については、一切公表しません。

2. 収集する個人情報

認証の申請に当たり、県は次の情報を取得します。

- (1) 申請者の氏名（個人の場合）または代表者の氏名（法人の場合）
- (2) 申請者の住所（個人の場合）
- (3) 申請書の生年月日（個人の場合）または代表者の生年月日（法人の場合）
- (4) 担当者の氏名
- (5) 担当者の役職
- (6) 担当者の電話番号
- (7) 担当者のメールアドレス

3. 個人情報の利用範囲

個人情報は、県と県から認証制度事業の委託を受けた事業者（以下「受託事業者」という。）が利用します。

受託事業者は、利用目的の範囲内で個人情報を利用します。個人情報の利用に当たっては守秘義務を負うとともに、委託された業務以外の目的で情報を使用することはありません。

また、申請者（申請者が法人にあってはその役員）が暴力団員に該当しないことを確認するため、石川県警察本部に個人情報を提供する場合があります。

取得した個人情報を、条例第6条第1項各号に規定する場合を除き、利用者本人の同意なく、これら以外の第三者に提供することはありません。